

理 事 会 議 事 録

期 日 令和2年2月7日（金）

会 場 ホテルマリNPレスかごしま（4階カトレア）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理 事 長

(伊佐市長)

隈 元 新



理 事

(阿久根市長)

西 平 良 将



理 事

(和泊町長)

伊 地 知 美 利



理事会議事録

1. 開催日時

令和2年2月7日 午後1時30分～3時00分

2. 開催場所

ホテルマリnpレスかごしま（4階カトレア）

3. 出席者

理事長	隈 元	伊佐市長
副理事長	川 添	長島町長
副理事長	豊 留	指宿市長
理事	西 平	阿久根市長
	本 坊	南さつま市長
	森 田	南大隅町長
	伊地知	和泊町長
常務理事	久木田	国保連合会常務理事

4. 欠席者

理事	朝 山	奄美市長
	荒 木	屋久島町長
	伊集院	大和村長
	池 田	県医師国民健康保険組合理事長

5. 前回の総会以降の主な出来事

久木田常務理事より次の項目について説明

I 国保トップセミナーについて

II 国保制度改善強化全国大会について

- Ⅲ 令和2年度政府予算案について
- Ⅳ 外国人材受け入れ拡大に伴う国保への加入促進に係る情報連携について
- Ⅴ 本会の負担金・手数料見直しについて
- Ⅵ 令和2年度の新規事業（案）について
- Ⅶ 災害時におけるレセプト情報等の提供について
- Ⅷ 健康スコアリングレポートについて

6. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立宣言

理事 12 人中、7 人出席されているので、定数の半分以上が出席していることを事務局から報告した。

(2) 議長選出

規約第 32 条の規定により、隈元理事長が議長に選出された。

(3) 議事録署名者氏名

規約第 35 条の規定により、西平阿久根市長及び伊地知和泊町長が、議事録署名人に選任された。

(4) 議案及びその審議状況

【議長（隈元理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。本日の附議事項は、来る 2 月 21 日開催を予定しております通常総会に提案いたします令和 2 年度予算案及び理事会議決事項でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る 1 月 31 日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、審議いただいておりますことを申し添えます。

また、A 3 判の「理事会附議事項概要説明資料」に基づき御説明申し上げ、御協議いただく方

法で議案の協議を進めてまいりますので、御審議の程よろしくお願い申し上げます。

なお、県からの指導もあり、今回から採決に当たっては、可決の要件を確認できるよう挙手に行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、阿久根市長の西平理事さん、和泊町長の伊地知理事さんのお二人を御指名申し上げます。宜しくお願いいたします。

それでは、審議にはいります。

役議案第3号から役議案第10号までは、規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、役議案第3号「役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について」から、役議案第10号「職員給与規程の一部改正について」までの8件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

(役議案第3号 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について)

【事務局】

A3の理事会附議事項概要説明資料を御用意ください。

1ページをお開きください。

役議案第3号は「役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、全国健康保険協会鹿児島支部が事務局として実施している柔道整復施術療養費審査委員会委員の報償費の引き上げに伴い、あはき療養費審査委員会についても同様の審査を行っていることから、同委員の報酬を同額にすること及び備考に規定していた日額規程が不用となったため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。右が改正前で左が改正後でございます。あはき療養費審査委員会委員の日額18,100円を19,200円に改め、日額規程を定めた

備考を削除するものでございます。

附則、この規程は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、この後、規則・規程の改正で附則の説明がありますが、令和2年4月1日から施行するものに関しましては附則の説明は省略させていただきます。

(役議案第4号 柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について)

【事務局】

2ページをお開きください。

役議案第4号は「柔道整復施術療養費審査支払規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、柔道整復施術療養費審査支払手数料については、手数料規程の診療報酬審査支払手数料を準用していたが、令和元年10月1日からの消費税の増税のための引き上げに伴い新たに定めることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第12条第2項中アンダーラインの「手数料規程を準用する。」を「手数料規程に定めるところによる。」に改めるものでございます。

(役議案第5号 口腔検診データ入力等業務に係る事務処理規則の制定について)

【事務局】

役議案第5号は「口腔検診データ入力等業務に係る事務処理規則の制定について」でございます。

主旨でございますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が実施する口腔検診事業に係るデータ入力等業務の受託について、新たに規則を制定しようとするものでございます。

内容でございますが、項目として第1条に趣旨、第2条に契約、第3条に手数料を定め、第4条に事務処理の内容として第1項第1号に保険医療機関から広域連合に提出された口腔検診データの入力事務、同項第2号に口腔検診に係る費用を広域連合から徴収し当該費用を保険医療機関に支払う事務を定め、第5条に費用等の請求及び支払を定めるものでございます。

(役議案第6号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について)

【事務局】

3ページをお開きください。

役議案第6号は「第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、加害者から分割納付の申し入れがあった場合、保険者において加害者の負担能力等を踏まえた上で分納額の交渉を行っていただくよう、また、第三者行為に係る損害賠償請求権の行使に関する事務を保険者が委任する場合の委任状の記載内容を見直すため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第2条第3号をアンダーラインのとおり改め、様式第2号の委任状につきましても、被害者でも過失がある場合もあること等から、「被害者」を「被保険者」に、「加害者」を「相手方」に改め、損害案件については、交通事故だけでなく喧嘩等も対応すること、及び損害賠償金の請求及び受領の対象は、加害者に対する直接請求も含まれることから、「交通事故」を「第三者の行為」に改め、「自賠責保険（共済）及び自動車対人賠償保険（船舶を含む。）に対する」を削るものでございます。

（役議案第7号 介護保険業務等の環境整備に係る電算機器等貸与規則の廃止について）

【事務局】

4ページをお開き下さい。

役議案第7号は「介護保険業務等の環境整備に係る電算機器等貸与規則の廃止について」でございます。

主旨でございますが、貸与機器は耐用年数超過等の理由で更改が必要となりましたが、新たな機器を保険者等で調達するため、貸与終了に伴い廃止しようとするものでございます。

内容でございますが、同規則を廃止するものでございます。

附則、この規則は令和2年2月7日から施行するものでございます。

（役議案第8号 財務規程の一部改正について）

【事務局】

続きまして役議案第8号は「財務規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、財務会計システムの機器更改に伴う会計処理や出力帳票名の変更、及び新規受託事業に伴う歳入歳出区分の追加並びに地方自治法施行令第167条の17に基づき長期継続契約を活用できるよう、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第13条のアンダーライン及び5ページの第22条では、先ほどの役議案第5号で説明いたしました口腔検診事業を開始することから科目を追加し定めるもの

で、また、第14条第2項及び第23条では、予算併合執行明細票の帳票を新たに定めるものでございます。第29条第2項アンダーラインでは、旅費の概算払いの精算についてただし書きを追加するもので、6ページお開きいただきまして第70条の2では、長期継続契約について県に準じて運用で対応していたものを明確にするため新たに定めるものでございます。その他のアンダーライン部分で、財務会計システムを変更したことにより帳票の名称等を改めたもの、文言の整理をさせていただいたもの、また、様式第1号・様式第3号は消費税率変更により改めるものでございます。

(役議案第9号 処務規程の一部改正について)

【事務局】

7ページをお開きください。

役議案第9号は「処務規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、文書の収受をはじめとして起案・発送等事務の効率化及び書類の適正な管理を行うこと等を目的に文書管理システムを導入したことから、同システムの運用に併せて規程の見直しを行い所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、新旧対照表のアンダーライン部分、及び様式第6号・様式第8号を文書管理の運用見直しに併せて改めたもの、文言の整理をさせていただくものでございます。

附則、この規程は令和2年2月7日から施行し、令和2年1月1日から適用するものでございます。

(役議案第10号 職員給与規程の一部改正について)

【事務局】

8ページをお開きください。

役議案第10号は「職員給与規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、国及び県に準じて所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第9条の2アンダーライン部分で住居手当支給算出の家賃額の下限額、及び手当額の上限額を引き上げるものでございます。

また、附則で経過措置として住居手当月額が旧手当額より1,000円を超える減額となる職員に1,000円を控除することの1年間経過措置を設けるものでございます。

【議長（隈元理事長）】

只今の役議案第3号から役議案第10号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第3号から役議案第10号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次は、役議案第11号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（役議案第11号 通常総会の開催について）

【事務局】

9ページをお開きください。

役議案第11号は「通常総会の開催について」でございます。

主旨でございますが、通常総会の開催日及び提出事項を定めるものでございます。

内容でございますが、日時は令和2年2月21日（金）午後1時30分から。会場はマリンパレスかごしまマリンホールでございます。報告事項は理事会専決分の5件で、議決事項は規則の改正、令和元年度予算補正・令和2年度事業計画（案）及び予算関係等21件でございます。

【議長（隈元理事長）】

只今の説明について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 11 号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御協議をお願いします。

議案第 6 号から議案第 10 号までは規則等の改正ですので一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第 6 号「負担金規則の一部改正について」から議案第 10 号「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」までの 5 件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第 6 号 負担金規則の一部改正について)

【事務局】

10 ページをお開きください。

議案第 6 号は「負担金規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、保健事業に積極的に取り組み保険者支援を充実させること、及び今後の被保険者数の減少に対応するため負担金の被保険者割額について見直しを行い、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第 2 条第 2 項第 2 号のアンダーライン、被保険者割を、「150 円」から「174 円」に改めるものでございます。

ここから後、議案第 10 号までの議案で、負担金・手数料の改正の議案が続きますが、手数料・負担金の見直し及び新規事業に係る費用負担につきましては、先ほど常務理事から説明がありましたが、業務研究委員会にて御協議いただき、国保主管課長会議にて説明させていただいたものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日で、また、4 月処理から適用するものでございます。

(議案第 7 号 手数料規程の一部改正について)

【事務局】

議案第 7 号は「手数料規程の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、令和元年 10 月 1 日からの消費税の増税、被保険者数の減少等に伴

う保険者事務電算共同処理手数料、特定健診等データ管理システム手数料、介護保険保険者事務共同電算処理手数料等の見直し、並びに国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出作業等の共同化事業に係る手数料の新設等のため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第2条第1項中アンダーライン部分の額を改め、11ページをお開きください。同項第18号の次に、19号「柔道整復施術療養費審査支払手数料（国保・後期高齢者）療養費支給申請書1件につき57円03銭」を、同項第24号の次に、「25号口腔検診データ入力等事務手数料1件当たり310円」を加えるものでございます。

別表第1につきましては、1項診療報酬明細書の「15円」を「17円88銭」に、5項国保情報集約システム運用手数料の「12円78銭」を「13円50銭」に改め、5項の次に、「6項国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出、1保険者あたり300,000円、1件当たり4円80銭」を加え、その他アンダーライン部分の額を改めるものでございます。

12ページをお開きください。

別表第2につきましては、1項診療報酬明細書等マスタの作成について、紙レセプト・電子レセプトの単価を統一したことから、1号「紙レセプト・レセプト電算処理によるもの2円36銭」に改め、2項レセプト点検システムへの画像取り込みについても紙レセプト・電子レセプトの単価を統一したことから、1号「紙レセプト・レセプト電算処理によるもの3円53銭」に改め、その他アンダーライン部分の額を改めるものでございます。

別表第3につきましては、13ページをお開きください。

高額介護サービス費支給処理の見直しを行い3項中「1回当たり4,000円」を削り、同項に「1号処理基本料1回当たり1,386円」、「2号帳票作成料、ア データ納品の場合（処理基本料に含む）」、「イ 紙納品の場合1件当たり5円45銭」を加え、5項中介護サービス計画原案作成委託料支払内容通知書の「11円」を「12円08銭」に改め、その他アンダーライン部分の額を改めるものでございます。

別表第4、別表第5及び別表第6につきましては、アンダーライン部分の額を改め別表第6、2項の次に3項特定健診受診率向上共同事業、「1号固定費1保険者当たり2,695千円」、「2号デザイン関連費用1パターン当たり55,000円」、「3号印刷発送関連費用1件当たり143円」を加えるものでございます。

（議案第8号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について）

【事務局】

14ページをお開きください。

議案第8号は「保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、市町村の委託により国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプトの抽出業務を行い市町村事務の効率化を図ることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第8条第2項に保険者から申出があったときの資料作成として「26号国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出に係る資料」を追加するものでございます。

（議案第9号 広報共同事業規則の一部改正について）

【事務局】

議案第9号は「広報共同事業規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、消費税率引上げに伴い広報共同事業負担金の額を改正するため所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第4条第2項第2号中「13円」を「13円24銭」に改めるものでございます。

（議案第10号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について）

【事務局】

15 ページをお開きください。

議案第10号は「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」でございます。

主旨でございますが、消費税率引上げに伴い国保データベース（KDB）システム等の保守・運用経費が増額となったこと、及び国保中央会への保健事業等保険者支援負担金のその他事業分について新たに保険者へ負担を求めることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第4条中「国保データベース（KDB）システム」の次に「等」を加え、同条第2項第1号中、「53,300円」を「54,200円」に、第2号中「9円63銭」を「11円99銭」に改め、同条第3項中「260,900円」を「265,700円」に改めるものでございます。

なお、令和2年度の負担金・手数料（案）を38ページ以降に参考として掲載しております。

【議長（限元理事長）】

ただいまの議案第 6 号から議案第 10 号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 6 号から議案第 10 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次の議案第 11 号から議案第 16 号までは、令和元年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

（ 異議なし ）

御異議が無いようですので、議案第 11 号「令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（3 回）について」から、議案第 16 号「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について」までの 6 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第 11 号 令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（3 回）について）

【事務局】

16 ページをお開きください。

議案第 11 号は「令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（3 回）について」でございます。

主旨でございますが、予算に不用額が見込まれることから資産管理運用規程に基づき積立てを行うため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は歳入歳出ともに 6,552 千円の減額でございます。

主な事項の歳入でございます。減価償却積立資産を取崩し歳出の他会計繰出しで特定健診の会計に支出する見込みでしたが、機器更改の費用を補助金で賄えたことから不用となったもので、歳出では国保中央会の会議がテレビ会議になったことによる旅費、及び

機器更改等で一括調達により安価となったことから不用額を減額補正するもので、11 節需用費は修繕費に不足が生じることから、減価償却引当資産は資産管理運用規程に基づき積み立てるため補正させていただくものでございます。

この後、議案第 16 号まで予算補正の説明が続きますが、今年度から減額補正をさせていただいております。これは、決算時の監査におきまして決算不用額について減額補正をするべきではないかとの御指摘があり検討しておりましたが、現時点で不用額が見込める場合、減額補正をさせていただくこととしたものでございます。

この後、5 つの特別会計での減額補正の内容は、給料等の人件費では退職者の補充及び保健師の採用者がなかったもの、介護苦情相談専門員の減により不用額が、また、機器購入費等では機器更改において一括調達で安価となり不用額が見込まれるためでございます。

(議案第 12 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(5 回)について) **【事務局】**

17 ページをお開きください。

議案第 12 号は「令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(5 回)について」でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料及び費用を本会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計で按分すること、保険者間調整、乳幼児医療費助成事業に伴う費用に不足が生じたこと、及び国保総合システムの機器が一括調達により安価になったこと等により予算に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき積立てを行うため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は歳入歳出ともに 24,992 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。1 款手数料は第三者行為求償事務手数料が収納件数の増加に伴い増加したため、4 款助成事業受入金は乳幼児医療助成金の請求額が増加したため、6 款繰入金、4 目介護保険事業関係業務特別会計繰入金は、介護保険の第三者行為求償事務手数料の増加に伴い介護保険の会計から繰り入れるため、5 目後期高齢者医療事業関係業務特別会計繰入金は第三者行為求償事務に係る費用を後期高齢者の会計と按分して支出することから、後期高齢者の会計から繰り入れるため、8 款諸収入 2 目保険者間調整国保療養費等受入金は請求額が増加したため、それぞれ補正するものでございます。

主な事項の歳出でございます。1 款総務費 27 節公課費は消費税が確定したため、5 款助成事業支出金は歳入の 4 款と同額を医療機関へ支払うため、6 款積立金は資産管理

運用規程に基づき積立てるため、8 款諸支出金は歳入の 8 款と同額を保険者へ支払うため、それぞれ補正するものでございます。

(議案第 13 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(4 回)について)

【事務局】

18 ページをお開きください。

議案第 13 号は「令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(4 回)について」でございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料及び費用を本会計と診療報酬審査支払特別会計で按分すること、及びシステムの更改が一括調達により安価になったこと等により予算に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき積立てを行うため所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが予算補正額は、歳入歳出ともに 781 千円でございます。

主な事項の歳入でございます。

1 款手数料第三者行為求償事務手数料が増加したため、5 款繰入金は介護保険の第三者行為求償事務手数料の増加に伴い介護保険の会計から繰り入れるため、それぞれ補正するものでございます。

主な事項の歳出でございます。4 款積立金は資産管理運用規程に基づき積み立てるため、5 款繰出金は第三者行為求償事務に係る費用を診療報酬審査支払特別会計と按分するため繰り出すことから、それぞれ補正するものでございます。

(議案第 14 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正(3 回)について)

【事務局】

19 ページをお開きください。

議案第 14 号は「令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正(3 回)について」でございます。

主旨でございますが、予算に不用額が見込まれることから資産管理運用規程に基づき積立を行うこと、また、健診受診者の増加により特定健診機関への支出金に予算不足が生じることから、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、業務勘定予算補正額は歳入歳出とも 6,552 千円の減額、特定健

康診査・特定保健指導等費用支払勘定予算補正額は歳入歳出とも 161,041 千円、後期高齢者健診等費用支払勘定予算補正額は歳入歳出とも 19,913 千円でございます。

業務勘定の主な事項の歳入でございます。4 款他会計繰入金は一般会計から繰入れる予定の積立金を繰り入れなくなったことから減額させていただくものでございます。

歳出でございます。2 款積立金は資産管理運用規程に基づき積立をさせていただくものでございます。

次の特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定及び後期高齢者健診等費用支払勘定は、歳入で保険者から健診費用を受け入れ同額を歳出で健診機関へ支払うものでございます。

(議案第 15 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (3 回) について)

【事務局】

20 ページをお開きください。

議案第 15 号は「令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正 (3 回) について」でございます。

主旨でございますが、介護予防サービス原案作成件数の増加により介護予防サービス計画原案作成委託料の支出金に予算不足が生じること等から、所要の補正をしようとするものでございます。

予算補正額は歳入歳出ともに 7,871 千円でございます。主な事項の歳入の 1 款手数料は第三者行為求償事務の収納件数の増加に伴い同事務の手数料が増加することから、歳出の 1 款総務費、1 項審査支払管理費、12 節役務費は、令和元年 10 月の制度改正に伴い介護サービス事業所向けの通知の様式変更があり、個人情報に記載されるようになったことから、普通郵便から簡易書留への変更で郵送料が増えたため、4 款国保中央会負担金は審査支払等システムに係る維持管理費等について、算定基礎となる介護給付費等の審査支払確定件数が増えたため、5 款主治医意見書料等支出金は歳入の同受入金に対応するもので、介護予防サービス計画原案作成委託料を市町村から受入れ居宅支援事業所へ支払うため、7 款積立金は資産管理運用規程に基づき積立てるため、8 款諸支出金は歳入の手数料に対応するもので、第三者行為求償事務の共通経費として支出するそれぞれの会計へ按分して繰出すため補正させていただくものでございます。

(議案第 16 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について)

【事務局】

21ページをお開きください。

議案第16号は「令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正 (2 回) について」でございます。

主旨でございますが、障害福祉サービス等の受給者の増加に伴い国保中央会負担金に予算不足が生じること等から、所要の補正をしようとするものでございます。

予算補正額は歳入歳出ともに0円でございます。4 款積立金は資産管理運用規程に基づき積立てることから補正させていただくものでございます。

以上でございます。

【議長（隈元理事長）】

ただいまの議案第 11 号から議案第 16 号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 11 号から議案第 16 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次は、令和 2 年度予算関係になります。

議案第 17 号から議案第 26 号まではそれぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが差しつかえございませんか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、議案第 17 号「令和 2 年度事業計画（案）について」から、議案第 26 号「財産の処分（令和 2 年度）について」までの 10 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 17 号 令和 2 年度事業計画(案)について)

【事務局】

A 4 判横の理事会議案で御説明申し上げます。理事会議案の 137 ページをお開きください。

議案第 17 号は「令和 2 年度事業計画(案)について」でございます。139 ページをお開きください。

この基本方針は、国保の現状や将来像を見据えた令和 2 年度の本会の組織の在り方や保険者への支援等に対する方針を主としてお示してございます。

基本方針につきましては、冒頭の久木田常務理事の話にもございましたので、中断部分から読み上げて参ります。

一つ目の丸、国保被保険者の減少等に伴い本会の事業運営も厳しい状況にあることから、財政計画を基に令和 2～4 年度の負担金・手数料や保有する積立資産の推移を踏まえ、常にコスト削減の意識を持って、引き続き効率的・効果的な事業遂行に努め、安定的で健全な財政運営を推進する。

二つ目の丸、国保制度は引き続き多くの困難な課題に直面していることから、保険者の共同体としての連合会の役割と責任を果たすべく、本会経営計画に基づき「保険者から信頼される連合会」の実現に向けた組織運営に努めるとともに、令和 3 年度以降についても、被保険者の減少によりさらに厳しい状況となることを見据えて、人員体制や事務事業の見直しを行う等、達成すべき目標や取り組みの方向性を明確にする新たな経営計画を令和 2 年度に策定し、保険者のニーズに対応できるよう職員の能力向上や意識改革に取り組み、実効あるものとなるよう組織の活性化に努める。

三つ目の丸、KDB システム、新医療費分析システム等を活用した特定保健指導対象者及び治療中断者等の各種データの保険者への提供、データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業、国保税（料）収納率向上、第三者行為求償事務等、保険者努力支援制度の評価指標の達成に向けた保険者の取り組みの積極的な支援に努める。

140 ページをお開きいただきまして、四つ目の丸、国保審査業務充実・高度化計画を踏まえ、これまで以上に審査支払業務の円滑な実施とコンピュータチェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むことといたします。

第 2・重点事項からは、主たるものだけを説明してまいります。

審査支払関係につきましては、①全国共通のコンピュータチェックルールを設定し、審査精度の向上及び審査基準の統一化を図って参ります。

保険者支援関係につきましては、①生活習慣病の発症及び重症化予防について、KDBシステム等を活用したデータ等の提供及び効率的・効果的な活用方法等についての助言・支援を行います。

また、データヘルス計画に基づき、保険者が行う保健事業等の実施状況の分析を行うとともに「保健事業支援・評価委員会」を活用した保健事業に対する評価・助言を行います。

次のページを御覧いただきまして、③市町村が行う事業として新たに示された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に対する支援を行い、通いの場におけるサロン支援者等を対象に介護予防やフレイル対策に向けた研修会を実施し、サロン支援者等の育成を行います。

また、市町村に対しKDBシステム等を活用した地域の健康課題や高齢者の医療・介護等の情報提供等支援を行います。

142 ページをおめくりください。⑨介護給付適正化支援事業の拡充を図るため、職員を保険者に派遣し、保険者ニーズに沿った帳票の活用方法の支援を行います。また、介護保険サービスに係る苦情相談の減少やサービスの質の向上に繋がる研修を開催します。

その他事業としまして保険者協議会、これは、国保や後期高齢者医療広域連合といった地域の医療保険の実施主体のみならず、協会けんぽや健康保険組合、共済組合等の職域の医療保険組織、医師会や県が連携のうえ、特定健診・保健指導の実施に関する保険者間の調整や医療費の適正化等を、協議する場として平成17年に設けられているものでございますが、この協議会の事務局を県と共同で行い、日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」（保険者協議会の達成要件「宣言3」）、内容としましては、「予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会全てが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。」といったものでございますが、この達成に向けて、新たな事業の検討や各医療保険者間の連携・情報共有に努めるとともに委員会等や医療保険者の従事者の特定保健指導等のスキルアップのための研修会を開催します。また、県内医療保険者の医療費・特定健診データの分析により、各市町村の地域的傾向を可視化したうえでホームページ等に掲載いたします。

②令和3年3月から保険医療機関等の窓口でオンラインによる資格確認を実施することが示されているため、国の動向に注視し稼働に向けた情報収集を行い、適宜適切に対処いたします。

以下の第3実施事業につきましては、只今申し上げた重点事項に基づき実施してまいりますので、後ほどお目通しください。

(議案第 18 号 一時借入金について)

【事務局】

A 3 判の理事会概要説明資料にお戻りいただきまして、23 ページをお開きください。

議案第 18 号は「一時借入金について」でございます。

主旨でございますが、令和 2 年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

内容でございますが、主な借入れは診療報酬等の融資資金で、借入限度額は昨年と同額の 20 億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は一括償還で令和 2 年度の一般会計及び特別会計の歳入を充てるものでございます。

(議案第 19 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出予算について)

【事務局】

24 ページをお開きください。

議案第 19 号は「令和 2 年度一般会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額は 300,619 千円で、前年度と比較しまして、63,331 千円の減額となっております。減額の主な要因は、前年度に財務会計システム、K D B システムの機器更改を計上したことによるものでございます。

歳入の主な内容は、一般負担金、広報共同事業負担金、国保データベースシステム負担金、新医療費分析システム負担金、国庫補助金等で、歳出の主な内容は総会・理事会等の会務運営、各種協議会及び広報事業、保健事業の保険者支援等ここにお示しのとおりでございます。

(議案第 20 号 令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

25 ページをお開きください。

議案第 20 号は「令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額 1,072,275 千円でございます。前年度と比較しま

して、41,455 千円の増額としております。

増額の主な要因は、令和 2 年度から開始する国の特別調整交付金に係るレセプト抽出作業の経費を計上したことによるものでございます。

歳入の主な内容は国保・退職者医療診療報酬審査支払手数料等で、歳出の主な内容は審査支払業務及び電算共同処理に係る経費及び審査委員会に係る経費等、ここにお示しの通りでございます。

(議案第 21 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)
【事務局】

26 ページをお開きください。

議案第 21 号は「令和 2 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額 718,623 千円でございます。

前年度と比較しまして、88,652 千円の減額としております。

減額の主な要因は、前年度は後期高齢者医療請求支払システム等の機器更改に要する費用を計上したこと等によるものでございます。

歳入の主な内容は後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料等で、歳出の主な内容は審査支払業務及び電算処理に係る経費、審査委員会に係る経費等ここにお示しの通りでございます。

(議案第 22 号 令和 2 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

27 ページをお開きください。

議案第 22 号は「令和 2 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額 536,987 千円でございます。前年度と比較しまして、83,407 千円の増額でございます。

増額の主な要因は、実績を勘案して計上したことによるものでございます。

歳入の主な内容は、保険会社等からの交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金で、

歳出の主な内容は、保険会社等から受入れた損害賠償金を市町村等に交付するものでございます。

(議案第 23 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

28 ページをお開きください。

議案第 23 号は「令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額 147,835 千円でございます。前年度と比較しまして、23,101 千円の増額でございます。

増額の主な要因は、令和 2 年度から民間業者のノウハウを活用した健診受診勧奨通知作成について、保険者から委託を受け「特定健診受診率向上共同事業」として実施することから、その事業に係る費用でございます。

歳入の主な内容は、特定健診等データ管理業務等に係る手数料・国庫補助金等で、歳出の主な内容は、特定健康診査・特定保健指導等の実施に要した費用の支払いに関する業務、特定健診受診率向上共同事業に係る経費等ここにお示ししたとおりでございます。

(議案第 24 号 令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

29 ページをお開き下さい。

議案第 24 号は「令和 2 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額は 333,057 千円で前年度と比較しまして 14,898 千円の増額でございます。

増額の主な要因は I C T 積立資産を積み立てること等でございます。

歳入の主な内容は介護給付費審査支払手数料、共同処理手数料、国庫補助金等で、歳出の主な内容は介護給付費の審査支払業務等及び介護サービス苦情処理業務に係る経費等ここにお示しのとおりでございます。

(議案第 25 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)

【事務局】

30 ページをお開き下さい。

議案第 25 号は「令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額は 90,217 千円で前年度と比較しまして 12,180 千円の増額でございます。

増額の主な要因は、議案第 24 号と同様でございます。

歳入の主な内容は、障害介護給付費審査支払手数料、障害児給付費審査支払手数料等で、歳出の主な内容は障害福祉サービス費の審査支払業務等に係る経費等ここにお示しのとおりでございます。

(議案第 20 号 (再掲) 診療報酬審査支払特別会計から 36 ページにございます議案第 25 号 (再掲) 障害者総合支援法関係業務等特別会計まで令和 2 年度の各支払勘定の歳入歳出予算について)

【事務局】

31 ページをお開きください。

支払勘定でございます。「議案第 20 号 (再掲) 診療報酬審査支払特別会計から 36 ページにございます議案第 25 号 (再掲) 障害者総合支援法関係業務等特別会計まで令和 2 年度の各支払勘定の歳入歳出予算について」でございます。

主旨でございますが、各支払勘定の予算を定めるものでございます。これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございますので、内容説明等につきましては省略させていただきます。

また、お手元に A 4 判縦の参考資料・財務諸表をお配りしてございます。令和元年度収支補正予算案・令和 2 年度収支予算案についてお示ししております。

ここまで各会計単式簿記での補正及び予算について説明をしまいましたが、厚生労働省の通知により参考資料として複式簿記での補正及び予算書をお配りしております。

なお、この参考資料において、本日説明いたしました理事会議案のページを掲載して

ございますので併せて御覧ください。

(議案第 26 号 財産処分 (令和 2 年度について))

【事務局】

続きまして A 3 判横理事会附議事項概要説明資料の 37 ページでございます。

議案第 26 号は「財産の処分(令和 2 年度)について」でございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表の積立金の種類、一般会計積立資産、退職給付引当資産、各財政調整基金積立資産、各減価償却引当資産、各 I C T 積立資産は、備考欄にお示しの固定資産取得等の理由により取り崩すものでございます。

【議長 (隈元理事長)】

ただいまの議案第 17 号から議案第 26 号までの説明について、何か御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 17 号から議案第 26 号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

以上で予定された理事会の議案について終了いたしました。

その他、なにかございませんか。

(な し)

以上を持ちまして、本日予定されました附議事項はすべて終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

7. 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

また、提案しました役議案・議案について全て御承認いただきましたことにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

本日、御承認いただいた議案 21 件につきましては、2 月 21 日の通常総会に上程させていただきます。

私共といたしましては令和 2 年度の事業計画（案）に基づきまして役職員一体となって事業を進めてまいる所存でございますので、今後とも皆様方の御理解御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

[閉会 午後 3 時 00 分]